

付 録 編



## 『2016（平成28）年度「大学評価」結果報告書』用語集

本報告書に掲載された用語を中心に、原則として、高等教育界で使用されている専門用語及び関連用語について解説を付した。

用語	解説
I R	I R（インスティテューショナル・リサーチ）。教育、経営、財務情報を含む大学内部のさまざまなデータの入手や分析と管理、戦略計画の策定、大学の教育プログラムのレビューと点検など包括的な内容を意味する。
アカデミック・アドバイザー制度	一般的に、専任教員や各分野の専門家などが、学生からの履修方法や学習方法・内容などについての相談に応じ、適切な助言を行う制度のこと。
アクティブ・ラーニング	教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。
アセスメント・ポリシー	学習成果を評価するにあたっての目的、達成水準、具体的な実施方法などについて示した方針のこと。
インターンシップ	学生が自らの専攻、将来のキャリア・プランに関連して、在学中に一定期間、企業その他で就業体験を積むための制度のこと。正規の教育課程として位置づけ、単位を取得できる授業科目としているもの、授業科目ではないが、大学などの活動と位置づけているもの、大学とは無関係に企業が実施するものなどがある。
エクステンションセンター	各種公開講座や資格試験対策の授業を実施するなど、大学の教育・研究を広く社会に対して還元するための組織のこと。拡張を意味する（extension）という言葉に由来する。
MD－PhDコース	医学部教育に大学院博士課程を組み込んだカリキュラムのこと。このため、医学士（M.D.）に加えて医学博士（Ph.D.）の学位を得ることができる。
OSCE （客観的臨床能力試験）	→「共用試験」参照。
OPAC	Online Public Access Catalogの略。コンピュータ上で利用できる蔵書目録情報データベースを検索するシステム。インターネットを経由して利用できるようにしている図書館も多く、その場合はWebOPACと呼ぶこともある。
外部評価	学外の評価者によって行われる評価。第三者評価との違いは、被評価者が、評価者及び評価項目を決定するところにある。 →「第三者評価」参照。

科学研究費補助金	<p>政府による研究推進策の1つ。人文・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な「学術研究」を対象とする「競争的資金」である。 →「政府の競争的資金制度」参照。</p>
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	<p>卒業認定または学位授与に関する基本的な方針のことで、大学として、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等を明確に示したもの。ディプロマ・ポリシーともいう。 大学は、その理念・目的に則り、学部・研究科等ごとに人材養成に関する目的を定めるものとされているが、それを達成するために、卒業・修了する時点での学生の能力を対外的に保証するものとして「学位授与方針」を定めていくことになる。同方針は、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針とともに、高等教育の質保証の重要な根幹を構成する。</p>
学位論文審査基準	<p>学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあつて、学位授与に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準。大学は、学生に対し、これをあらかじめ明示することが求められる。</p>
学習	<p>大学における教育課程での学びのみならず、学生生活一般でのさまざまな経験を通じて知識、技能、態度などを獲得・習得することを意味する広義のことば。 大学の教育課程における能動的な学び（単位修得による学習成果の獲得）を意味する「学修」と区別して使われることもある。</p>
学修	<p>大学の教育課程における学生の主体的な学びのこと。 「学習」とは異なり、「学修」は「単位制」と結びついた語として使われることが多い。つまり、「学修」は、大学での講義、演習、実験、実技等の授業への出席とともに、授業の事前準備や事後の展開、及びその成果の獲得を含む学生の主体的な学びに要する時間を内在した「単位」との関係で語られる。</p>
学習成果	<p>学生が獲得し得る知識、能力、態度などの成果のこと。 学生の立場から見た大学教育のアウトカムということができる。大学は、何を教えるのかという教員の視点に立った教育（teacher-centered education）ではなく、学生の視点に立った教育（student-centered education）を提供し、学生がどのような知識、能力、態度などを身につけることができるのかを明らかにすることが求められている。同時に、大学は、学習成果を評価するために測定可能な評価指標を明らかにしたうえで、その指標目標を達成するように、教育内容・方法の改善・充実に努めることが重要とされている。</p>
学士力	<p>中央教育審議会が、学士課程修了までに学生が最低限身につけなければならない能力を具体的に示したものを「学士課程教育の構築に向けて（答申）」において「学士力」と定義した。 「大学全入時代」の到来を迎え、「大卒者（学士）」の質を維持する狙いがあり、主な内容は、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」の4分野で構成されている。 各大学に対しては、学士課程教育の水準維持のため、学部別や全学的な卒業認定試験を実施することなどを提案し、厳格な卒業認定を求めている。</p>

学生支援	<p>学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように支援を行うこと。</p> <p>大学は、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえて、学生への修学支援、生活支援、進路・キャリア形成支援に関する方針を定め、学生の立場に立った各種サポート体制を組織することが重要とされている。</p> <p>修学支援としては、学習相談、補習教育（リメディアル教育）の実施、障がいのある学生への修学の支援等があり、生活支援としては、生活相談窓口の開設や災害補償制度、授業料の減免や奨学金の給付・貸与などの経済援助、心身の健康、保健衛生等に係る相談及び各種ハラスメント防止のための取組み等の指導相談体制の整備が挙げられる。また、進路・キャリア形成支援としては、進路選択に関わるガイダンスの実施や就職斡旋、キャリアセンターの設置、キャリア形成支援教育の実施等がある。</p> <p>これら学生支援にあっては、大学内の組織間の有機的な連携を図り、支援のための適切な体制を整えることが求められている。</p>
学生の受け入れ方針 (アドミッション(ズ)・ポリシー)	<p>大学が行う教育活動の方向性に沿って、入学を希望する者に求める学生像や具体的な資質・能力を示したもの。アドミッション・ポリシーともいう。</p> <p>大学は、人材養成に関する目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学部・研究科等の教育に応じ、入学を希望する者に対して求める資質・能力・意欲や既修得内容及びその水準を明確に示すことが求められ、それは入学者選抜の方法や内容などにも直接つながってくる。</p>
課程制大学院制度	<p>一定の教育目標、修業年限及び教育課程を有し、当該課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする大学院制度のこと。</p>
課程博士	<p>学位規則（昭和28年文部省令第9号）第4条第1項に規定する者。博士課程の修了の要件は、大学院に5年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとされており、一般的にこの課程を修了した者に対し授与する学位を指す。</p>
科目等履修生制度	<p>当該大学の学生以外のもので必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者を受け入れる制度。正規の学生と同様、履修した授業科目の成果として単位を取得することができるため、当該履修者が正規の学生となった場合に、取得した単位を卒業・修了に必要な単位へ算入できる場合もある。</p>
カリキュラム・ツリー (履修系統図)	<p>教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを示し、カリキュラムの体系性を一望できるように学生に提示しているもの。カリキュラムの年次進行、授業科目間のつながり、授業科目と教育目標の達成との関係などを表している。</p>
カリキュラム・マップ	<p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の各項目が、具体的にどの科目によって実現されるのかを示すもの。学生が授業科目と学習成果の関連を理解したり、コースや教育課程全体の学修構造を俯瞰できるように、カリキュラムを図式化している。</p>
監事監査	<p>法人の業務や会計経理が適正に行われているかどうかを監査すること。監事は役員会や理事会等に監査報告書を提出し、財産の状況について意見を述べるができる。各法人は、国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法において監事監査を受けるように定められている。会計監査法人（公認会計士）監査、大学自ら業務等に関する監査を行う内部監査と併せ「三様監査」といわれる。</p>

<p>管理運営</p>	<p>大学が、その活動を通じて自ら掲げる理念・目的を達成するために、組織や制度・規則を整備し、人的、物的等の資源を調達し、諸資源を合理的に配分・活用して、大学を継続的に維持発展させる活動のこと。</p> <p>国・公・私立を問わず大学は公共性の高い教育機関であり、その目的を達成するために適切な管理運営を行うことが求められている。大学の組織は、教学組織と法人組織とに区分され、また、それぞれに事務組織が設けられるのが通例である。教学組織には、その内部に教育研究組織や教員組織等が設けられ、また、学長をはじめとする所要の職が置かれる。そして、それらの役割、権限等を明確に規定して、教育研究を適切に提供することが、その働きとされる。法人組織には、法人の設置管理者として理事長をはじめとした所要の職が置かれ、企画評価、人事、財務、施設管理等を通じて、教学組織による充実した教育研究活動の継続的な維持発展を図ることが、その働きとされる。事務組織は、教学組織、法人組織に対して、その活動が円滑かつ機能的に行われるように支援する役割を担うものとされる。</p> <p>社会の期待や学術研究の進展の中で大学が自らの機能を発揮していくために、教学組織、法人組織、また事務組織は、主体的に自らをマネジメントしていくことが求められている。</p>
<p>基本金</p>	<p>学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして（学校法人会計基準第29条）、その帰属収入のうちから組み入れるもので、以下のように分類される（学校法人会計基準第30条）。</p> <p>①学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額または新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額（第1号基本金）</p> <p>②学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額（第2号基本金）</p> <p>③基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額（第3号基本金）</p> <p>④恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額（第4号基本金）</p>
<p>キャリア教育 （キャリア形成支援教育）</p>	<p>望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。「キャリア教育」の推進は、主に学校教育と職業生活との接続の改善、つまり、学校から職業への移行に係る課題を克服する観点から要請されている。</p>
<p>教育課程の編成・実施方針 （カリキュラム・ポリシー）</p>	<p>教育の実施に関する基本的な方針のことで、教育内容、教育方法等に関する方向性を示したもの。カリキュラム・ポリシーともいう。</p> <p>大学は、基礎科目・専門科目などをどのように配列・編成していくのか（教育内容）、またいかなる方法（講義・演習・実習・実技等）で提供していくのか（教育方法）をこの方針に基づいて決めていくことになる。教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針を受けて、それを実現するためにどのように教育課程を編成し実施するかを観点として定められることが望まれている。</p>
<p>教育研究活動等の状況についての情報の公表</p>	<p>学校教育法施行規則第172条の2に定められている事項。学校教育法施行規則では、大学の教育研究上の目的に関することをはじめ、9項目の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものと規定されている。また、公表方法についても、刊行物への掲載やインターネットの利用など広く周知を図ることが求められている。</p> <p>→「大学ポートレート」参照。</p>

教育研究指導	<p>大学が、学生が学修を効果的に遂行するために行う指導全般のこと。授業内で授業担当教員が行う指導、授業時間外で行われる卒論指導や大学院における研究指導などのほか、履修方法や単位履修に関する履修指導なども含まれる。</p> <p>教育研究指導には、レポートの書き方、プレゼンテーションの仕方、ノートを取り方（ノートテキング）、図書館の使い方など、大学教育の土台となるべき基本的なアカデミックスキルに関する指導や、基礎学力不足の学生に対して行われる補修授業（リメディアル教育）なども含まれることがある。</p>
教育研究等環境	<p>教育研究の遂行や、学習活動のために整えるべき人的・物的等の種々の資源のこと。</p> <p>具体的には、教育研究活動に使われる校地、運動場、校舎等施設、設備備品などの物的資源、学生の学習や教員が教育研究活動を遂行する際に必要な教育費、研究費、管理運営の事務経費などの金銭的資源、学生や教員の教育研究活動を直接補助する支援職員、管理運営を担う事務職員などの人的資源、図書、学術雑誌、視聴覚資料、ソフトウェア、データベースなどの情報資源が挙げられる。施設としては、講義室、学生研究室、教員研究室、実験・実習室、演習室、情報機器室、図書館、体育館、事務室、食堂、休憩室などがある。教育研究の専門領域によっては、附属学校、附属病院、農場、演習林、練習船などの附属施設も必要となる。設備・備品としては、機械、器具、什器、情報機器、情報ネットワークなどがある。支援職員としては、専任の教育研究補助職員以外に、教育活動を支援するTA（ティーチング・アシスタント）や研究活動を支援するRA（リサーチ・アシスタント）なども含まれる。また、学生や教員が教育研究活動を遂行するための時間や機会も一つの資源とみなすことができる。各種講習会・研修会の開催等を通じた学習の時間や機会を与えることに加えて、特に教員については教材や資料の準備や研究に専念できる時間と機会を与えることや、教員研究費等の経費を確保することなども重要なこととされている。</p>
教育研究組織	<p>大学が、教育研究活動を行うために整備する組織のこと。</p> <p>教育研究上の基本組織としての学部や研究科等と、その他の教育研究を担うセンター等の組織が含まれる。教育研究上の基本組織として、学部や研究科に代わり、教育の機能を担う組織（教育組織）と研究の機能を担う組織（研究組織）を分離して編制することなども一定の要件に基づき認められている。どのような組織をどのように編制するかは、当該大学の特徴はもとより、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等によるところが大きい。</p>
教員組織	<p>当該大学の理念・目的を達成するために編制された教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の組織のこと。</p> <p>各大学は、教員組織の編制方針を明確に定め、学部・研究科等の教育課程、収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けるものとされる。教育研究の実施にあたっては、教員の適切な役割分担のもとで、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制することが重要とされ、また、教育研究水準の維持向上並びに教育研究の活性化を図るため、教員構成が特定の年齢等に著しく偏ることのないよう配慮することが求められている。</p> <p>なお、教員組織編制としては、各教育研究組織に対応して編制するもの、教育研究組織には対応しない形で編制するものなど、各大学の理念・目的に応じて多様な置き方がある。</p> <p>法令では、教育研究組織の規模及び授与する学位の種類及び分野に応じて、必要な能力と資格を持った教員を所定の数以上置くことが義務づけられている。</p>

共用試験	<p>医学系、歯学系及び薬学系の学生に対して、臨床実習に臨む前の学生に必要な知識・技能・態度が備わっているか測定・評価する全国共通の試験。主に知識を評価する客観試験C B T (Computer-Based Testing)と、実技を通じて主に技能・態度を評価する客観的臨床能力試験O S C E (Objective Structured Clinical Examination)の2種類の試験より成り立っている。</p>
クリニカル・クラシク	<p>医療系の教育課程における臨床実習課程とされる診療参加型臨床実習。学生はstudent doctorとして診療に参加し、指導医の指導・監視のもとで一定の範囲内で医療行為を実践する。従来の見学型臨床実習とは異なり、学生がより実践的な臨床能力を身につけることができる。 →「スチューデント・ドクター」参照。</p>
研究指導計画	<p>研究指導の方法及び内容、年間スケジュールを明文化したもの。 円滑な学位授与を促進するために、教育プロセスを明確化する仕組みの整備として、大学院設置基準により研究指導の方法や一年間の授業及び研究指導の計画等をあらかじめ学生に明示することが義務化されている。</p>
兼任教員	<p>兼務担当教員。学部等の特定の組織に所属しながら、その所属以外の学部・研究科等が開設している授業科目を担当する教員のこと。</p>
兼任教員	<p>当該大学を本務校として籍を置く専任教員と異なり、当該大学に籍を置かずに授業科目を担当する教員のこと。</p>
コア・カリキュラム	<p>主として当該分野において中核（コア）をなす授業科目群のこと。</p>
講座制と学科目制	<p>講座制、学科目制ともに大学の教員組織における類型の1つ。 講座制の「講座」とは教員の所属組織のことであるが、独立した専攻分野ごとに教授、准教授、助教などが1人ずつ配置されているものを「小講座制」と呼ぶ。また、比較的大きな学問領域を基本単位として設定し、複数の教授、准教授などで構成するものを「大講座制」と呼ぶ。大講座制においては、教員は専門分野を異にしているものの、お互いの専門を緊密に関連させて1つの講座を形成している。ちなみに、多くの大学の医学部でとられている各医局を単位とした講座制については、とくに「医局講座制」と呼ばれる。 これに対して、教育上必要な学科目を定め、その教育・研究に必要な教員を必要に応じて置く制度を「学科目制」という。 なお、2006（平成18）年3月の大学設置基準の改正により、講座制や学科目制の規定は削除された。</p>
コース・ナンバリング (コースナンバー制度)	<p>教育課程の体系的性を明示する仕組み。体系的な教育課程を編成するために授業科目に適切な番号を付し、分類することで、学修の段階や順序等を表す。 対象とするレベルや学問の分類を示すことにより、学生が難易度や専門を勘案して適切な授業科目を選択・履修できるようになる。大学内における授業科目の分類だけでなく、複数大学間での授業科目を共通分類する役割も果たす。</p>
コースワーク	<p>学修課題を複数の科目等を通じて体系的に履修する制度。大学院教育の組織的強化、課程制大学院教育の趣旨を実現する手段として、講義や実験などで実践的な専門知識を養うプログラムとされる。</p>



<p>国立情報学研究所 (N I I)</p>	<p>National Institute of Informaticsの略。情報学に関する総合研究に加え、学術情報の流通のための先端的な基盤の開発と整備を行う大学共同利用機関として、2000（平成12）年4月に設置された。2004（平成16）年4月から大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究所の1つとして活動している。下記に、関連用語及びその解説を付す。</p> <p>C i N i i N I I が提供する各種の学術情報サービスの検索システムのこと。学術論文、図書・雑誌など多様な学術情報を検索できる。</p> <p>N A C S I S - C A T N I I が提供する目録・所在情報サービスの略称で、オンライン共同分担目録方式により全国規模の総合目録データベース（図書/雑誌）を形成するためのシステム。</p> <p>N A C S I S - I L L N A C S I S - C A T のデータベースを利用して、図書館間で行われている相互貸借サービス（文献複写や資料現物の貸借の依頼及び受付）のメッセージのやりとりを電子化したシステム。</p>
<p>財務三表</p>	<p>私立学校振興助成法に規定する学校法人が、学校法人会計基準（文部省令第18号）に従って会計処理を行い作成する財務計算に関する書類のうち、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」をいう。</p> <p>資金収支計算書は、毎会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容、当該会計年度における支払資金の収入及び支出の顛末を明らかにする（学校法人会計基準第6条）。消費収支計算書は、毎会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにする（旧学校法人会計基準第15条）。貸借対照表は、資産、負債の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比する（学校法人会計基準第32条）。</p> <p>なお、2015（平成27）年度以降は、学校法人会計基準の改正に伴い、「消費収支計算書」は「事業活動収支計算書」となっており、教育活動等に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入額を控除した当該会計年度の諸活動に対応するすべての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするものとしている（学校法人会計基準第15条）。</p>
<p>査読</p>	<p>→「レフェリー制」参照。</p>
<p>サバティカル制度</p>	<p>所定の期間、大学における業務が免除され国内外の教育・研究機関等において研究活動に従事する機会を与える制度のこと。この制度は、大学教員の資質向上及び教育・研究の発展を図ることを目的としている。</p>
<p>C N S コース</p>	<p>専門看護師（C N S : Certified Nurse Specialist）を養成するコースのこと。専門看護師は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識及び技術を深め、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを役割としており、特定の専門看護分野において、卓越した実践能力を有する看護師に対し、日本看護協会が認定している。</p>
<p>C B T</p>	<p>→「共用試験」参照。</p>
<p>G P A 制度</p>	<p>Grade Point Average制度の略。授業科目ごとの成績評価を段階で評価し、それぞれの評価に対応するようにグレード・ポイントを付与して1単位あたりの平均値を算出し、一定水準を卒業等の要件とする制度。</p>

事業活動支出	当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算される支出のこと（学校法人会計基準第16条）。2015（平成27）年度以前の旧学校法人会計基準においては、「消費支出」ということばを用いていた。
事業活動収入	当該会計年度の収入のうち、学校法人の負債とならない収入のこと（旧学校法人会計基準第16条）。2015（平成27）年度以前の旧学校法人会計基準においては、「帰属収入」ということばを用いていた。
社会貢献	<p>大学が教育研究の成果を広く社会に還元することを通じて社会全体の発展に寄与すること。</p> <p>大学はその本来的な使命としている教育と研究の双方を通じて社会の発展に寄与している。その具体的なあり方としては、学生への教育機会の提供、卒業生・修了生を社会人として労働市場へ送り出すこと、地域社会への医療の提供、国際社会も含めた社会への研究成果の速やかな提供などが挙げられる。</p> <p>このほか、大学がその資源を活用して行うさまざまな活動、たとえば公開講座や図書館等の施設開放や、大学が位置する地域の文化振興、産業振興や国際交流推進やコミュニティ活性化等への教員や学生の協力、途上国への知識・技術の供与などが、比較的新しい社会貢献のあり方としてその重要性が強調されるようになってきている。</p> <p>経済・社会が高度化・グローバル化する我が国において、「知の拠点」としての大学の役割に大きな期待が寄せられており、社会貢献の一層の充実を図るとともに、そうした活動のためのシステムの構築が大学に求められている。</p>
社会連携	<p>大学が社会の発展に寄与する教育研究活動を行うために、地域住民、企業、公共団体などとの連携・協力を推進すること。</p> <p>教育基本法や学校教育法においては、大学が果たすべき役割として、学術研究、人材育成に加え、教育研究の成果を広く社会に提供することが位置づけられており、経済・社会が高度化・グローバル化する我が国において、社会連携を通じて社会貢献することがますます重要となっている。</p> <p>社会と大学との連携は、いわゆる産学官連携に位置づけられる共同研究や受託研究などのほか、地域の産業・文化・医療・教育を担う人材の育成や地域コミュニティの活性化等についての地方自治体との連携、国際交流の推進など、多様な形で行われる。</p>
J A B E E （日本技術者教育認定機構）	Japan Accreditation Board for Engineering Educationの略。技術系学協会と連携しながら技術者教育プログラムの審査・認定を行う非政府団体。日本の技術者教育が国際的なレベルを確保することを活動の目的としている。
収容定員	<p>全学年にわたる入学定員、編入学定員の総和のこと。</p> <p>大学設置基準では、収容定員は大学側が教育上の諸条件を総合的に考慮し、教育にふさわしい環境確保のために適正に管理するものとしている。</p>
授業評価 （授業評価アンケート）	教員の授業改善に役立てることを目的に、学生等が授業内容・方法について、評価すること。各大学によって実施方法等は異なるが、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一部として行われることも多い。
消費収入	当該会計年度の帰属収入額から同年度において基本金に組み入れる額を控除した収入のこと（旧学校法人会計基準第16条）。学生生徒等納付金、寄附金、補助金、事業収入など学校法人に帰属する収入で、借入金、前受金、預り金などは含めない。
スカラシップ制度	奨学金制度の1つ。成績優秀者など、特定の条件を満たした者に対して奨学金（スカラシップ）を与えている。奨学金（スカラシップ）を受けることを前提とした入学試験形態のことを指す場合もある。

スクーリング	通信教育の課程で、一定期間通学して受ける面接授業のこと。授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技などにより行われる。
スタッフ・ディベ ロップメント (SD)	大学経営、教育研究活動の支援に関わる職員の能力開発・人材育成・資質向上のための取組みの総称(職能開発)。
スチューデント・ アシスタント (SA)	一般的に、学部授業に関するチュータリング(学習者への助言)や実験、実習、演習などの教育補助業務を行う学生のこと。
スチューデント・ ドクター (Student Doctor)	医学部学生が、臨床実習を開始する前の教育の質を保証する意味で、共用試験の合格者に対し、全国医学部長病院長会議が証明書を交付し認定する制度。
成績評価	<p>学生が学修した成果を教員が検査し、基準をもとに評価するもの。一定の評点等を得た学生には当該授業科目の単位が付与される。</p> <p>大学は、学修の成果に係る評価及び卒業・修了の認定にあたって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して、成績評価基準や卒業・修了の認定基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に評価を行う必要がある。また、大学院における学位論文に係る評価にあたっては、学生に対して学位論文審査基準をあらかじめ明示するものとされている。</p>
政府の競争的資金 制度	<p>政府が、大学、研究機関、研究者などから提案された研究開発課題について事前審査を行ったうえで配分する資金。研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成を支援することを目的とし、文部科学省をはじめ、総務省、農林水産省、経済産業省などが募集・採択している。</p> <p>文部科学省では、「科学研究費補助金」のほか、さまざまな競争的資金制度があり、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりや、大学教育の工夫や改革の取組みなどが一層推進されるよう、国公立の別を問わず、競争的環境のもとで、特色ある優れた取組みを公募により選定・支援している。特に、教育改革に関して参考となる優れた取組みにインセンティブを与えて支援しており、これまでに「大学教育再生加速プログラム」「スーパーグローバル大学創生支援」「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」などがある。</p>
説明責任	<p>一般的には企業・行政などが自らの諸活動についてステークホルダーに説明する責務。アカウンタビリティともいう。</p> <p>大学は、国公立を問わず社会の負託を受けた公的組織であることから、公財政が投入されたり税制の優遇を受けたりしている。公的組織である大学は、その組織運営と諸活動の状況や成果についての情報を外部のステークホルダー(地域社会、自治体、納税者、入学希望者、保護者、卒業生・修了生、学生の就職先、研究成果の受入先、取引先等)に積極的に公開し、説明する責務を有する。その責務を果たすことによりステークホルダーの理解と支持を広く得ることが期待される。</p> <p>この責務を具体的に果たすため、学校教育法及び同法施行規則により、大学は教育研究活動等についての情報を公表することが義務づけられている。</p>
設置基準	大学、大学院、専門職大学院等の設置認可申請を行う際に満たさなければならない審査基準及び認可後の大学、大学院等が備えておくべき最低限の基準で、文部科学省の省令。

設置計画履行等状況調査	<p>文部科学省令などに基づき、大学などの設置認可時などにおける留意事項及び授業科目の開設状況・教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について、文部科学大臣が大学からの報告をもとに、書面、面接または実地により調査を行い、各大学の教育水準の維持・向上及び、その主体的な改善・充実に資することを目的として行われるもの。なお、設置計画履行等状況調査はアフターケアともいう。</p>
設置認可	<p>大学・学部、大学院・研究科などを設置する際に、文部科学大臣に認可の申請を行い、その設置の可否について大学設置・学校法人審議会の審査を経て、文部科学大臣が認可を行う制度。大学は、新設する大学などの目的や教育課程、教員組織の概要などを示した認可申請書に、基本計画書、校地校舎等の図面、学則などの必要書類を添えて文部科学大臣に申請する。大学設置基準など各種基準と照合後、問題がなければ認可される。また、授与する学位の分野の変更が伴わない学科の改組等については、認可を要しない届出制で行うこともある。</p>
Semester制	<p>一般的には1年間を2学期に分け、1つの授業を学期（Semester）ごとに完結させる制度のこと。1学期の中で集中的に履修し、学習効果を高めるとともに、海外の大学への留学をしやすくする面もある。3学期（Trimester）、4学期（Quarter）に分ける場合などもある。</p>
専攻科	<p>大学卒業者または、これと同等以上の学力を持つ者に対して「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること」を目的として大学に設置される課程のこと。1年以上の修業年限が定められている。たとえば、特別支援教育や助産学などの専門性を高めるための課程が置かれている。なお、短期大学、高等専門学校においても設置できる。</p>
大学アドミニストレーター	<p>大学の管理・運営に従事する職員。大学の経営状況を熟知したうえで、経営陣とともに個々の大学のミッションを成就させるための戦略を策定し、積極的な大学運営を行う。アドミニストラターの学位を取得できる大学院もある。</p>
大学基準	<p>本協会が設定する大学の包括的な基準のこと。大学評価のための基準であり、同時に大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針としての性格を有する。 →「大学評価」参照。</p>
大学として求める教員像	<p>当該大学の教員が持つべき教育研究上の能力、資質、姿勢等について、期待されるイメージを明らかにしたもの。 各大学は、「大学として求める教員像」を定め、学内で広く共有するとともに、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員の採用や昇任等の基準・手続きに反映することが望まれている。また所属する教員が期待される能力、資質、姿勢等の維持・向上を図るような仕組みを同時に構築することが重要とされる。</p>
大学評価	<p>本協会が実施する大学全体の包括的な評価のこと。大学評価は、①本協会が定める大学基準に適合していることをもって、社会に対しその質を保証すること、②評価結果の提示とその後の改善報告書の提出とその検討というアフターケアを通じて、当該大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援することを目的として実施している。特に、社会に対して保証する「大学の質」については、当該大学が自身の掲げる理念・目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価システムを整備し、これを確実に機能させ、改善・改革に着実に連動させていること、すなわち自己改善を進めるシステムが機能しているかどうかを重視している。 なお、本協会は2004（平成16）年に機関別認証評価機関（大学）として認証されており、本協会の大学評価を受けた大学は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受けたことになる。 →「認証評価」参照。</p>

大学ポートレート	<p>国公立の大学・短期大学の情報を専用のウェブサイトを通じて公表・活用する共通的な仕組みのこと。特色、教育課程、入試、キャンパス、費用、進路などの教育情報が共通のフォーマットに基づいて公表されており、それぞれの大学・短期大学の個性・特色、教育内容等を把握することができる。</p>
第三者評価	<p>高等教育機関（大学や大学院など）とは独立した第三者組織が選任した評価者により、外部評価と違い、第三者組織固有の評価基準・評価項目等に従って行われる評価。 →「外部評価」参照。</p>
ダブルディグリー制度	<p>2つの大学・大学院もしくは学部・研究科等に一定期間在籍し、一定の成績を修めた場合、両方の学位を取得できるプログラム。デュアルディグリー制度ともいう。</p>
単位の実質化	<p>教育の質の保証の観点から、大学の単位制度をその趣旨に則って運用する仕組みのこと。 大学における1単位は、教室等での授業時間と授業前の準備学習や授業後の復習等の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されている。単位を実質化させるためにキャップ制を導入することが、大学の努力義務となっている。 キャップ制とは、過剰な授業科目の履修登録を防ぎ、履修登録された科目に関して充実した学修を確保するために、1年間あるいは1学期間の履修登録単位数に上限を定めることをいう。 →「履修登録単位数の上限設定（キャップ制）」参照。</p>
中期目標・中期計画	<p>中期目標 主に、国・公立大学法人において、中期目標期間（6年間）で達成すべき業務運営についての目標を明らかにしたもの。 中期目標については、大学の自治の観点等から、具体的な内容は各大学が案を策定し、国立大学の場合は文部科学大臣が、公立大学の場合には設立団体の長が定める。</p> <p>中期計画 主に、国・公立大学法人において、中期目標において定める事項を達成するために策定した、とるべき措置、法令で規定する財務等の運営上の基礎となる事項についての計画。 具体的には、教育・研究の質の向上、業務運営の改善及び効率化、予算、収支計画及び資金計画等財務に関する事項、施設、設備、人事等について、示している。 中期計画は各大学が案を策定し、国立大学の場合は文部科学大臣、公立大学の場合は設立団体の長の認可を受けなければならない。 →「法人評価」参照。</p>
チュートリアル教育	<p>主に、少人数で構成された学生グループで課題を検討し、思考を重ねながら掘り下げていき、解決していく教育方法のこと。能動的に知識を探求する能力を獲得することを目的としている。教員はチューターと呼ばれ、知識を伝授するのではなく学習プロセスを補佐する支援・助言者である。</p>
昼夜開講制	<p>学生の授業選択における時間的範囲の拡大を目的として、同一の教育研究組織・教育組織において昼間及び夜間の双方の時間帯に授業を行うこと。</p>
長期履修制度	<p>職業を有しているなどの個人の事情に応じて、学生が大学の標準修業年限を越えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修し卒業または修了することを認める制度。</p>

定員管理	<p>収容定員に対する在籍学生数の比率（定員超過率や定員充足率）を一定の範囲内に留めるように、合格者数の調整等を行うこと。</p> <p>収容定員（全学年にわたる入学定員の総和）の管理は、大学が提供する教育の質保証の観点から、必要な数の教員を置くこととともに求められている。したがって、在籍学生数が収容定員と大幅に異なる場合は、合格者数を調整することに加えて、当該分野の人材に対する社会的需要、進学率の動向を踏まえ、必要に応じて入学定員や教員数等の教育研究組織の規模の見直しが必要となる。定員超過率が一定以上の場合や定員充足率が一定以下の場合、補助金の減額やカットなどのペナルティが課せられる仕組みになっている。</p>
ティーチング・アシスタント（TA）	<p>一般的に、学部学生等に対する助言や、実験・実習・演習等の教育補助業務を行う大学院学生のこと。優秀な大学院学生に教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の経済的援助にもなっている。</p>
電子ジャーナル	<p>オンライン及び電子媒体によって配布される雑誌（ジャーナル）のこと。主に学術系の論文誌を指す。冊子体より早く出版されるため、情報を迅速に、また冊子体よりも安価に入手できる。</p>
導入教育	<p>一般的に、大学等において、中等教育から高等教育へ進む際に、専門分野における学習や大学生活全般における円滑な移行を支援する教育のこと。入学前教育や初年次教育、高等学校時の未履修科目の補習教育（リメディアル教育）も導入教育に含まれる。</p>
特定課題研究	<p>従来の修士論文に相当するもので、学生が所属する専攻のコースワークの内容に関連する特定の課題・分野を選択し、研究指導教員のもとで執筆を行う論文のこと。社会人学生が自身の就労経験などに基づいた問題意識を研究課題とする場合もある。 →「コースワーク」参照。</p>
独立研究科	<p>特定の学部に基礎を置かない、または複数の学部や研究所等と連携して設置する研究科のこと。</p>
内部質保証	<p>大学自身が自らの教育研究活動をはじめ諸活動の質を保証するための仕組みやその機能のこと。</p> <p>大学は自主的・自律的機関であり、自ら恒常的に内部質保証プロセスを有効に機能させることが本来の姿である。具体的には、恒常的に教育研究活動等における課題を認識し、改善を図るための仕組みが機能していることが必要である。そのようなプロセスについて対外的に発信し透明性を高めることが、公的な組織としての説明責任を果たすことになり、大学への信頼を高めることにもつながる。</p> <p>内部質保証プロセスは、いわゆるPDCAサイクル等として現れることがあり、その際に、Institutional Research（IR）活動が重視されることも多い。</p> <p>内部質保証は、大学、学部や研究科、学科や専攻などさまざまな段階で実施されうる。</p>
入学前教育	<p>大学合格者を対象に入学するまでの間に行う教育のこと。大学教育を受ける前提となる基礎的な知識等について特定の課題などを出すこともある。 →「導入教育」参照。</p>

<p>認証評価</p>	<p>大学が文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関により受ける評価のこと。</p> <p>大学全体の教育、研究、組織及び運営等の総合的な状況が対象となる機関別認証評価（7年以内ごとに1回）と、専門職大学院の教育課程、教員組織など教育研究活動の状況が対象となる専門職大学院認証評価（5年以内ごとに1回）がある。</p> <p>本協会をはじめ複数の評価機関が文部科学大臣の認証を受けており、大学は、自らが評価を受ける認証評価機関を選ぶことができる。大学設置基準等に適合し、かつ、特色ある教育研究の進展に資するように各認証評価機関それぞれが定めた評価基準に照らして、大学は評価を受ける。</p> <p>なお、「認証」を受けるのは評価を行う側の評価機関であり、評価機関が大学を認証するものではない。本協会では基準に適合した大学を「認定」している。</p>
<p>ノートテイカー</p>	<p>身体に障がいがあり、大学の講義などでノートをとることに支障のある学生に対して、講義内容や先生の話していること、その場で起きていることなどを筆記し、同時通訳する人のこと。手書きまたはパソコン等で交互に内容を伝える。</p>
<p>ピア・レビュー</p>	<p>専門的・技術的な共通の知識を有する同業者・同僚（ピア）によって行われる評価や審査のこと。一般に、評価対象の質について高度な専門的知見に基づき評価を行うことが必要な分野などで用いられ、本協会の大学評価の基本としている。</p>
<p>P D C A サイクル</p>	<p>事業活動を行ううえで、業務を継続的に改善していくための方法の1つ。まず、大学の「理念・目的」を達成するための計画を立て（Plan）、それを実行し（Do）、実施した内容が計画に沿っていたかどうかなど、点検・評価を行い（Check）、点検・評価結果をもとに問題点や不具合に対する改善・見直しを行う（Act）。これら4つの段階を繰り返して、業務の改善・向上を図るもの。</p>
<p>P B L</p>	<p>Problem Based LearningまたはProject Based Learningの略。自立学習の育成を目指す、問題解決型の学習形式。学習者が指導者のサポートのもと、自ら発見した問題について、解決の見通しをつけて実行し、結論を得る作業を自律的に遂行する過程で、特定の分野において必要とされる知識や情報などを一定の関連性の中で理解することができる。また、P B L T（Problem Based Learning Tutorial）といった個別指導を意味する「チュートリアル」が導入された学習形式もある。</p>
<p>ファカルティ・ディベロップメント（FD）</p>	<p>大学が、大学教員の職能開発と授業改善などを目的に行う組織的な取組みのこと。大学における授業改善に対する必要性の高まりを受け、大学設置基準によりFDの実施が義務化されている。</p> <p>具体例としては、教員相互の授業参観、授業内容・方法に関する研究会、新任教員向け研修会、学生指導に関わる研修会、授業評価の活用研究会等が挙げられる。単に授業改善のための研修に限らず、教育課程の体系化や初年次教育の充実など、より広く教育内容の改善を図るために行う教員の共通理解を促す会合、さらにはハラスメント防止や学生のメンタルへの対応などをテーマとした研修会など、幅広いものが挙げられる。</p> <p>また、研究費の獲得方法・使用ルール、研究公正等の説明会など研究活動に関わる研修、さらには社会貢献、管理運営に関わる研修など、教員集団の職能開発のための活動全般を指す概念である。</p>
<p>プレイスメントテスト （プレースメントテスト）</p>	<p>一般的に、学生の学力を確認し、習熟度別クラス編成などを行うためのテスト。</p>

別科	大学に入学する資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とした、修業年限が1年以上の課程。たとえば、留学生が日本語を修得するための課程として、日本語別科、留学生別科などがある。
ポートフォリオ	紙挟みの意から、学生の学修履歴や生活履歴を記録したもの。きめ細かい学修支援、学生生活支援、キャリア支援のために、活用されている。
法人評価	国立大学法人においては、中期計画の実績について、国立大学法人法に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会にて行われる行政評価。 公立大学法人においては、その大学を管轄する地方公共団体が、地方独立行政法人評価委員会などを設置し、評価にあたる。 →「中期目標・中期計画」参照。
ポスト・ドクター	博士の学位を取得後、任期付で任用される者であり、大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、正規の研究職または教育職に就いていない者をいう（博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得のうえで退学した者（いわゆる「満期退学者」を含む））。
ラーニングコモン（ズ）	図書館等において学生の自主学習を支援するための設備やサービスのこと。図書館の中に、従来はその外部にあったeラーニングセンターや、パソコンの利用などが可能な共有スペースなどを設けることで、学生の能動的な学習を可能としている。1990年代のアメリカやヨーロッパの大学図書館から登場し、近年、日本国内の大学においても導入されている。
リエゾン・オフィス	産官学連携や地域連携のために大学などが設置する事務所や窓口のこと。大学などがもつ研究テーマと企業・行政・地域などのニーズを接続させ、共同研究・技術移転・事業化などを支援する。
リサーチ・アシスタント（RA）	大学等が行う研究プロジェクト等に、博士後期課程在学者を研究補助者として参画させること。研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の経済的援助ともなっている。
リサーチワーク	大学院研究科課程において、学生が自身の定めたテーマについて、研究指導教授のアドバイスを受けながら研究論文を執筆する学修の方法。主に博士課程でこの方法がとられる。
履修カルテ	教育職員免許法施行規則改正に伴い、2010(平成22)年度入学生以降の教職課程より「教職実践演習」が新設され、「履修カルテ」の作成が求められることになった。このカルテにより、教職課程履修開始時より学生の学習内容、理解度等を把握し、4年次に履修する「教職実践演習」に用いることで、補完的な個別指導に役立てることとしている。
履修登録単位数の上限設定（キャップ制）	単位制度の趣旨に照らして、過剰な授業科目の履修登録を防ぎ、履修登録された科目に関して充実した学修を確保することを目的として、1年間あるいは1学期間の履修登録単位数に上限を定める制度のこと。
リベラル・アーツ	専門職業教育としての技術の習得とは異なり、思考力・判断力を養うための一般的知識を提供し、知的能力を発展させて総合的な人間力を養うこと。
リポジトリ（学術機関リポジトリ）	大学等の学術機関において生産された研究成果や教育資源等のコンテンツ（知的生産物）を、学術機関自らが電子的形態で一元的に収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて当該機関内外に情報発信を行うシステム。



リメディアル教育	<p>大学教育を受ける前提となる基礎的な知識等を身につけさせる教育。補習教育と称されることもある。近年、大学による入試科目軽減措置及び改正学習指導要領の施行による初中等教育内容の削減等により、高等学校卒業までに修得しておく基礎学力の不十分な学生や必要な教科目を学修していない学生が増加してきた。こうした問題に対処し、大学が自らの人材育成目標を達成するために、リメディアル教育は実施されている。 →「導入教育」参照。</p>
臨床研修医制度 臨床研修歯科医制度	<p>医師法第16条第2項において「診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない」と定められており、歯科医師法第16条第2項において「診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない」と定められている。</p>
ループリック	<p>複数の評価項目について、典型的な学習成果を数段階に分けて記述し、学習者の行動を評価するための基準（表）のこと。客観テストでは評価が難しいパフォーマンス等（思考・判断、スキルなど）の評価に向くとされ、評価者と被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等にメリットがあるとされる。</p>
レフェリー制	<p>査読制のこと。学術雑誌等に投稿された論文に対し、査読者（通常、複数で匿名）による閲覧審査を行う制度。</p>
連携大学院	<p>学外の国立・独立行政法人、民間企業等と連携し、その施設・設備や人的資源を教育・研究に活用している大学院のこと。</p>
連合大学院	<p>2以上の大学が協力して教育・研究を行う研究科を置く大学院のこと。</p>
論文博士	<p>大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し授与する学位を一般的に指す（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第4条第2項を参照）。</p>

## 「大学基準」およびその解説

昭和 22. 7. 8 決定	昭和 46. 5. 18 改定
昭和 22. 12. 15 改定	昭和 49. 5. 14 改定
昭和 23. 5. 25 改定	昭和 54. 2. 20 改定
昭和 24. 5. 24 改定	平成 6. 5. 17 改定
昭和 25. 6. 13 改定	平成 16. 3. 5 改定
昭和 26. 6. 21 改定	平成 21. 9. 15 改定
昭和 28. 6. 9 改定	平成 22. 3. 12 改定

## 大 学 基 準

## 趣 旨

- 1 大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造および活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の実現に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である。
- 2 この大学基準は、大学基準協会が行う大学評価の基準となるものであり、同時に大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針を定めるものである。

## 基 準

### [理念・目的]

- 1 大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。

### [教育研究組織]

- 2 大学は、その理念・目的を踏まえて、適切な教育研究組織を整備しなければならない。

### [教員・教員組織]

- 3 大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない。

### [教育内容・方法・成果]

- 4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。

### [学生の受け入れ]

- 5 大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない。

### [学生支援]

- 6 大学は、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を適切に行わなければならない。

### [教育研究等環境]

- 7 大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

### [社会連携・社会貢献]

- 8 大学は、社会との連携と協力を配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。

### [管理運営・財務]

- 9 大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な

管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。

#### [内部質保証]

- 10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

## 大 学 基 準 の 解 説

### 趣 旨

ここでは、大学のあり方について明らかにするとともに、大学基準の意義について述べている。

#### 1 大学のあり方について

大学は、高度の教育および学術研究の中心機関として、豊かな人間性の涵養に留意しつつ真理の探究と人材育成に努め、不断に大学と社会の活動全般を検証し、大学としてふさわしい教育研究水準の維持・向上と、社会の福祉の向上に資する責務を負っている。

今日における学術研究の高度化、社会・経済構造の変化、国際化の進展は、大学の高度化・多様化・個性化の促進を要請している。一方で、大学は高度な専門性を有する者の集団として、社会の動向を建設的な見地から批判的に検証し、より良い社会の実現のための提言や知識の提供を行うことが、社会から求められている。大学は、これらの社会的要請にどのように対応しているか、絶えず自らに問いかけ、教育研究活動の改善向上に努めなければならない。

#### 2 大学基準の意義について

大学基準は、本協会が大学評価を行う際の評価の基準として設定したものである。また、この基準は、各大学の理念・目的の実現に向けた改善・向上のための指針として機能することが期待されている。

大学基準は、この基準に基づいて行う大学評価を通して、自ら行う点検・評価を十全たらしめることとするほか、新たに正会員校となろうとする大学の改善・向上の努力を促すと

もに、すでに正会員校となっている大学についても現に大学が行っている努力の状況を自ら検証するための基準として活用されることを期待し、その充実向上と発展を促すことを目的としている。

大学基準の各項目は、それぞれの大学の特徴や立場を尊重しその改善・向上を促すという観点に立って、各大学の理念・目的を踏まえて、大学のあるべき姿を追求するための留意点を明らかにすることに主眼をおいている。

## 基 準

ここでは、各大学の理念・目的を尊重しつつも、高等教育機関としての大学が守るべき基準について述べている。

### 1 理念・目的について

理念・目的は大学のもつ個性や特徴を明らかにするものであると同時に、学問の自由を保障し、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法 第83条第1項）という大学の目的にも沿い、最高の教育機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容を有するものであることが必要である。

大学は、自ら掲げる理念・目的を具現化するために、教育研究活動に必要な組織・制度とその諸条件を整備し、その機能を十分に発揮することが必要である。同時に大学は、理念・目的に照らして教育研究活動の充実向上のための検証を行う必要がある。

また、理念・目的は、刊行物やホームページ等を通じて、学内の構成員に周知させるとともに、社会に対しても明らかにする必要がある。

大学は、こうした理念・目的自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

### 2 教育研究組織について

大学は、理念・目的を踏まえ、その実現に必要な学部・学科・大学院研究科等の教育研究上の組織を編成・設置し、これを適切に管理・運営する必要がある。教育研究組織は、大学における活動単位として機能するものであり、各大学の特徴はもとより、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境に適切に対応したものである必要がある。大学は、教育研究上の組織の適切性について定期的に検証しその結果を改善に結びつけ、そのことを通し

て大学の潜在的能力を十分発揮させる必要がある。

### 3 教員・教員組織について

大学は、大学として求める教員像や教員組織の編制の方針を明確に定め、学部・研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けるとともに、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。また、大学は、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制する必要がある。

大学は、教員の募集、採用、昇任等を適切に行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある。教員の採用に際しては、広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図るとともに、明文化された基準と手続きに従い、公正かつ適切な方法で採用を行わなければならない。その際、大学は高度の教育機関であるとともに、学術研究の中心機関でもある点を考慮し、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学界および社会における活動実績等に留意して、候補者を選考する必要がある。また、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に留意するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて教員の適正な男女比構成にも配慮することが重要である。

大学は、教員の資質向上を図るために、組織的に、また、多面的に必要な措置を講じなければならない。

### 4 教育内容・方法・成果について

#### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定めこれに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。

学位授与方針には、学位の授与にあたり、学位授与基準および当該学位に相応しい学習成果を明確に示す必要がある。また、教育課程の編成・実施方針には、教育内容、学修時間、科目の履修順序など教育活動の体系性を示すとともに、教育課程を構成する授業科目の科目区分、授業形態、教育方法など教育課程を円滑に実施するための基本的方策の枠組みを示す必要がある。

#### (2) 教育課程・教育内容

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成する必要がある。

教育課程の編成にあたっては、いずれの専門分野にあっても、国際化や情報化の進展、また学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。その際、学部・

研究科等の教育目標、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し体系的かつ効果的に編成する必要がある。

また、いずれの課程においても各課程にふさわしい教育内容を提供する必要がある。

### (3) 教育方法

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育効果を十分に発揮するために、教育方法の改善に多面的な努力を払う必要がある。

学生の学修意欲を促進させるために、適切な履修指導を行うとともに、適切なシラバスを作成し授業計画に基づいて教育研究指導を行い、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、学修の活性化のための十分な措置を講ずることが必要である。

履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容、履修形態等を考慮し、期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとることが必要である。また、教育の質を保証するために、厳格かつ適正な成績評価を行う必要がある。

大学は、教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の一環として、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

### (4) 成果

大学は、学習成果を的確に評価するために、その評価方法や評価指標の開発に努めなければならない。

大学は、いずれの課程においても、明示された学位授与方針に基づき、一定の成果を修めたと認定された学生に対して、学位を授与する必要がある。

## 5 学生の受け入れについて

大学は、その理念・目的および教育目標を効果的に実現できるよう、学生の受け入れ方針および学生収容定員を定める必要がある。

大学は、入学者の選抜にあたり、その受け入れ方針を基礎とし、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒および外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な選抜制度を採用し、また運用するよう努める必要がある。

大学は、学生収容定員と在籍学生数の比率を適切に維持しなければならない。また、教育効果を十分にあげるために、過度な学生増は避け、大学の規模に見合う学生数を収容することが重要である。

大学は、入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づいて公正かつ適切に実施されているかに

ついて定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

## 6 学生支援について

大学は、幅広く深い教養と専門的知識を身につけた人材を育成するという責務を果たすことが求められる。また、大学における学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を適切に行う必要がある。そのために大学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明確にする必要がある。

学生の修学支援として、補習・補充教育の実施、障がい学生に対する修学支援等の充実に加え、学生生活の安定のために大学独自の奨学基金を設置し、これを適切に運用するほか、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り扱い業務を充実させるなど、経済的支援が重要である。

学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備する必要がある。また、学生の住環境に配慮することも望まれる。さらに大学は、学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学生の人権を保障し、ハラスメントがないよう十分に配慮する必要がある。

学生の進路支援として、キャリア支援に関する組織体制を整備し、進路選択に関わる指導・ガイダンスを実施することが必要である。

## 7 教育研究等環境について

大学は、教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、大学の理念・目的を実現するために適切な施設・設備等を整備し、学生の学修と教員の教育研究環境を整えなければならない。とりわけ使用者の安全・衛生の確保に万全を期すとともに、学生の立場に立ったキャンパス環境の形成に努めることが重要である。

大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する必要がある。また、図書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育研究機関との学術情報の相互提供システムを講築することも重要である。

大学は、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等のスタッフを適切に配置し、学生の学修および教員による教育研究活動を支援すると同時に、教員研究費・研究室・研究時間の確保に留意し、また、研究倫理に関する規定類を明文化するなど、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整備する必要がある。



## 8 社会連携・社会貢献について

大学は、その知的資源をもって学外の教育研究機関および企業・団体、地域等との連携・協力を促進する必要がある。さらに、大学が生み出す知識・技術等を社会に有効に還元するシステムを構築することが期待される。

大学は、これらのことを前提に、特性に応じた、社会との連携・協力に関する方針を定めるとともにこれを明示する必要がある。

とりわけ国際化への積極的な対応を理念・目的の中に掲げる大学においては、国際社会への貢献として、研究成果を国際学術誌等に速やかに公開すること、学外の研究者・留学生との情報交換・交流に努めること、途上国への知識・技術の供与等に努めることが期待される。

## 9 管理運営・財務について

### (1) 管理運営

大学は、理念・目的を実現するために、明確な中・長期の管理運営方針を策定するとともに、それを構成員に周知させる必要がある。その際、同方針において民主的かつ効果的な大学の意思決定プロセスが担保される必要がある。また、わが国においては、大学の多くが教学組織と法人組織で構成されている現状に鑑みて、両者の権限と責任を予め明確にしておく必要がある。

管理運営は、関係法令に基づいて明文化された規定に従い、適切・公正にこれを行う必要がある。その一環として、学長、学部長、研究科長、理事等の権限と責任を明確化し、それらの任免方法および任免は適切に行う必要がある。

大学は、大学業務を円滑かつ効果的に行うために、適切な事務組織を設置し、これを十分に機能させなければならない。事務組織は、学生に対する支援と大学の教育研究の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成されるとともに、積極的に企画・立案能力を発揮し、大学運営を総合的に行える環境を整備する必要がある。そのためには、職員の採用・昇格に関する諸規程の整備等による優秀な人材の確保に加え、適正な業務評価に基づく処遇改善やスタッフ・ディベロップメント（SD）の活用等により、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築する必要がある。

### (2) 財務

大学は、教育研究を安定して遂行し、かつ中・長期の管理運営方針を実施するために、明確な中・長期財政計画のもと、必要かつ十分な財政的基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。また、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与することに

どまらず、世界の人材養成と学術研究を先導することができる教育研究水準を維持していくための基盤整備を図ることが求められている。そのため、大学の安定的な財政運営には、特段の配慮が必要である。

大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図ることが教育研究水準の維持・向上にとって必要である。そのため、学外からの資金を受け入れるための組織・体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。

## 10 内部質保証について

大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。

また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとともに、改善・改革を行うことのできる組織でなければならない。大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する（内部質保証）ための組織を整備するとともに、内部質保証に関する方針と手続きを明確にする必要がある。

また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。

以 上

## 点検・評価項目

- 1) 申請大学が、大学基準に適合しているかどうかを判断するために、大学基準を構成する10の基準ごとに複数の「点検・評価項目」を設ける。
- 2) 「点検・評価項目」は評価の対象となる項目である。大学評価を申請しようとする大学は、「点検・評価項目」に従い「方針設定→実施→点検・評価→改善」のシステムが円滑に機能しているかを中心に自己点検・評価を行う。
- 3) それぞれの「点検・評価項目」においては、大学評価を申請しようとする大学が、適切に自己点検・評価するための参考となる視点として、「評価の視点」を示している。その採否は大学に委ねられる。客観的な論拠となるものであれば、各大学が独自に設定してかまわない。
- 4) 関連性の深い法令を「対応法令等」の欄に示している。なお、同欄で用いている略称は、それぞれ下記のとおりである。  
 【基】教育基本法 【教】学校教育法 【院】学位規則 【位】学位規則 【学】大学設置基準 【院】大学院設置基準  
 【専】専門職大学院設置基準、【告】文部科学省（文部省）の各種告示

### 1 理念・目的

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	理念・目的の明確化	【基】大学（第7条） 【教】大学の目的（第83条）、 大学院及び専門職大学院の目的（第99条） 【院】修士課程の目的（第3条）、 博士課程の目的（第4条） 【専】専門職学位課程（第2条）、 法科大学院の課程（第18条）
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	
	個性化への対応	
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	構成員に対する周知方法と有効性	【学】教育研究上の目的（第2条） 【院】教育研究上の目的（第1条の2）
	社会への公表方法	
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）

2 教育研究組織

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。</p>	<p>教育研究組織の編制原理</p> <p>理念・目的との適合性</p> <p>学術の進展や社会の要請との適合性</p>	<p><b>【教】</b> 通信教育（第84条）、学部（第85条）、夜間において授業を行う学部（第86条）、研究施設の附置（第96条）、大学院の設置（第97条）、夜間又は通信による研究科（第100条）、大学院のみを置く研究科（第101条）、大学院のみを置く大学（第103条）</p> <p><b>【学】</b> 学部（第3条）、学科（第4条）、課程（第5条）、学部以外の基本組織（第6条）、外国に設ける組織（第50条）</p> <p><b>【院】</b> 大学院の課程（第2条） 専ら夜間において教育を行う大学院の課程（第2条の2） 修士課程（第3条）、博士課程（第4条）、研究科（第5条）、専攻（第6条）、研究科と学部の関係（第7条）、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科（第7条の2）、基本組織（第7条の3） 独立大学院（第23条） 通信教育を行う課程（第25条） 専門職学位課程（第2条）、 法科大学院の課程（第18条）、 教職大学院の課程（第26条）</p> <p><b>【専】</b> 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準、 大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準、 専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準</p> <p><b>【告】</b> 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準、 大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準、 専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準</p>
<p>(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。</p>		<p><b>【教】</b> 自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）</p>

### 3 教員・教員組織

点検・評価項目	評価の視点		対応法令等
	学士課程	修士・博士課程 専門職学位課程	
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	教員に求める能力・資質等の明確化		<p>【基】教員（第9条）            教員、教授その他の職員（第92条）            教員組織（第7条）、            授業科目の担当（第10条）、            授業を担当しない教員（第11条）            専任教員（第12条）、            専任教員数（第13条）            学長の資格（第13条の2）、            教授の資格（第14条）、            准教授の資格（第15条）、            講師の資格（第16条）、            助教の資格（第16条の2）、            助手の資格（第17条）、            共同学科に係る専任教員数（第46条）            【院】教員組織（第8条、第9条）、大学院研究科の一定規模教以上の入学定員の大学院研究科の教員組織（第9条の2）            【専】教員組織（第4条、第5条）            【告】大学設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、            薬学関係の学部に係る専任教員について定める件、            大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件、            1 専攻あたりの入学定員の一定規模数を            専門分野ごとに定める件、            大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件、            専門職大学院に関し必要な事項について定める件</p>
	教員構成の明確化		
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化		<p>編制方針に沿った教員組織の整備</p>
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置	

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。</p>	<p>教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化</p> <hr/> <p>規程等に従った適切な教員人事</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員 (第92条)  【学】 教授の資格 (第14条)  准教授の資格 (第15条)、  講師の資格 (第16条)、  助教の資格 (第16条の2)、  助手の資格 (第17条)  【院】 教員組織 (第9条)  【専】 教員組織 (第5条)</p>
<p>(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>教員の教育研究活動等の評価の実施</p> <hr/> <p>ファカルティ・デベロップメント (FD) の実施状況と有効性</p>	<p>【基】 教員 (第9条)  【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第25条の3)  【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第14条の3)  【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第11条)</p>

4 教育内容・方法・成果  
教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目		評価の視点		対応法令等
		学士課程	修士・博士課程 専門職学位課程	
<p>(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。</p> <p>(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。</p> <p>(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。</p> <p>(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。</p>		<p>学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示</p> <p>教育目標と学位授与方針との整合性</p> <p>修得すべき学習成果の明示</p> <p>教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示</p> <p>科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示</p> <p>周知方法と有効性</p> <p>社会への公表方法</p>	<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p> <p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）</p>	
<p>※1 【教】学位（第104条） 【位】学士の学位授与の要件（第2条）、 修士の学位授与の要件（第3条）、 博士の学位授与の要件（第4条）、 学位論文の審査の協力（第5条）、 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位（第5条の2）、 専門職学位の授与の要件（第5条の3） 【学】教育研究上の目的（第2条）、 教育課程の編成方針（第19条）、 教育課程の編成方法（第20条）、 【院】教育課程の編成方針（第11条）</p>		<p>※2 【学】教育課程の編成方針（第19条）、 教育課程の編成方法（第20条）、 1年間の授業時間（第22条）、 各授業科目の授業期間（第23条）、 共同教育課程の編成（第43条）、 共同教育課程に係る単位の認定（第44条） 【院】教育課程の編成方針（第11条）、 授業及び研究指導（第12条）、 研究指導（第13条）、 教育方法の特例（第14条）、 共同教育課程の編成（第31条）、 共同教育課程に係る単位の認定等（第32条） 【専】教育課程（第6条）、 授業を行う学生数（第7条）、 授業の方法等（第8条）、 共同教育課程の編成（第32条）、 共同教育課程に係る単位の認定等（第33条）</p>	<p>※3 【学】教育研究上の目的（第2条） 【院】教育研究上の目的（第1条の2）</p>	

教育課程・教育内容

点検・評価項目		評価の視点		対応法令等
		学士課程	修士・博士課程	
<p>(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	必要な授業科目の開設状況	専門職学位課程		<p>【学】 教育課程の編成方針（第19条）、教育課程の編成方法（第20条）、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（第42条の2）、共同教育課程の編成（第43条）</p> <p>【院】 教育課程の編成方針（第11条）、共同教育課程の編成（第31条）、共同教育課程（第6条）、（第32条）</p>
	順次性のある授業科目の体系的配置	修士・博士課程	専門職学位課程	
<p>(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。</p>	専門教育・教養教育の位置づけ	コースワークとリサーチワークのバランス		<p>【学】 教育課程の編成方針（第19条）</p> <p>【院】 修士課程（第3条）、博士課程（第4条）、教育課程の編成方針（第11条）</p> <p>【専】 専門職学位課程（第2条）、教育課程（第6条）</p>
	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	理論と実務との架橋を図る教育内容の提供	
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容			



教育方法

点検・評価項目		評価の視点		対応法令等
		学士課程	修士・博士課程	
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用	専門職学位課程		<p>【学】 単位（第21条）、一年間の授業期間（第22条）、各授業科目の授業期間（第23条）、授業を行う学生数（第24条）、授業の方法（第25条）、昼夜開講制（第26条）履修科目登録の上限設定、学習指導の充実</p> <p>【院】 授業及び研究指導（第12条）、研究指導（第13条）、教育方法の特例（第14条）</p> <p>【専】 授業を行う学生数（第7条）、授業の方法等（第8条、第9条）、履修科目の登録の上限（第12条）</p> <p>【告】 多様なメディアを高度に利用した授業について定める件、一部を校舎等以外の場で行うことについて定める件</p>
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実			
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	学生の主体的参加を促す授業方法			<p>【学】 成績評価基準等の明示等（第25条の2）</p> <p>【院】 成績評価基準等の明示等（第14条の2）</p> <p>【専】 成績評価基準等の明示等（第10条）</p>
	シラバスの作成と内容の充実	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	実務的能力の向上を目指す教育方法と学習指導	
	授業内容・方法とシラバスとの整合性			

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p>	<p>厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）</p> <p>単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性</p> <p>既修得単位認定の適切性</p>	<p>【学】 単位（第21条）、1年間の授業期間（第22条）、各授業科目の授業期間（第23条）、成績評価基準等の明示等（第25条の2）、単位の授与（第27条）、履修科目の登録の上限（第27条の2）、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等（第28条）、大学以外の教育施設等における学修（第29条）、入学前の既修得単位等の認定（第30条）</p> <p>【院】 成績評価基準等の明示等（第14条の2）、大学設置基準の準用（第15条）</p> <p>【専】 成績評価基準等の明示等（第10条）、他の大学院における授業科目の履修等（第13条）、入学前の既修得単位等の認定（第14条）、他の大学院における授業科目の履修等（第21条）、入学前の既修得単位等の認定（第22条）、他の大学院における授業科目の履修等（第27条）</p> <p>【告】 入学前の既修得単位等の認定（第28条） 大学が単位を与えることができる学修を定める件</p>
<p>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p>	<p>授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施</p>	<p>【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第25条の3）</p> <p>【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第14条の3）</p> <p>【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第11条）</p>

成果

点検・評価項目	評価の視点		対応法令等
	学士課程	修士・博士課程 専門職学位課程	
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	専門職学位課程	【教】自己点検・評価及び認証評価制度(第109条)
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)		
(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	学位授与基準、学位授与手続きの適切性		【教】修業年限の特例(第89条) 【教規】卒業認定(第147条) 【位】学士の学位授与の要件(第2条) 修士の学位授与の要件(第3条) 博士の学位授与の要件(第4条) 学位論文の審査の協力(第5条) 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位(第5条の2) 専門職学位の授与の要件(第5条の3) 【学】卒業の要件(第32条) 共同学科に係る卒業の要件(第45条) 【院】修士課程の修了要件(第16条)、 博士課程の修了の要件(第17条) 共同教育課程に係る修了要件(第33条)、 共同教育課程の修了要件(第15条)、 【専】専門職大学院における在学期間の短縮(第16条)、 法科大学院の課程の修了要件(第23条)、 法科大学院における在学期間の短縮(第24条)、 教職大学院の課程の修了要件(第29条)、 教職大学院における在学期間の短縮(第30条) 共同教育課程に係る修了要件(第34条)
		学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	

5 学生の受け入れ

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。</p>	<p>求める学生像の明示 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 障がいのある学生の受け入れ方針</p>	<p>【教】 入学資格 (第90条)、 大学の入学資格 (第102条)</p>
<p>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。</p>	<p>学生募集方法、入学者選抜方法の適切性  入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性</p>	<p>【教】 入学資格 (第90条)、 大学の入学資格 (第102条)、 大学の編入学 (第132条) 【教規】 高校卒業者と同等以上と認められる者の要件 (第150条)、 特に優れた素質を有すると認められる者の入学資格に関する細目 (第151条、第152条、 第153条、第154条) 【学】 入学者選抜 (第2条の2)</p>
<p>(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<p>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性  定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</p>	<p>【学】 収容定員 (第18条) 【院】 収容定員 (第10条)</p>
<p>(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。</p>		<p>【教】 自己点検・評価及び認証評価制度 (第109条) 【教規】 飛び入学について自己点検・評価の実施と公表 (第158条)</p>

6 学生支援

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	<p>留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性</p> <p>補習・補充教育に関する支援体制とその実施</p> <p>障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性</p> <p>奨学金等の経済的支援措置の適切性</p>	
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	<p>心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮</p> <p>ハラスメント防止のための措置</p>	【学】 厚生補導の組織（第42条） 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を 培うための体制（第42条の2）
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	<p>進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施</p> <p>キャリア支援に関する組織体制の整備</p>	【学】 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を 培うための体制（第42条の2）

7 教育研究等環境

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。</p>	<p>学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化</p> <p>校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画</p>	<p>【告】 大学設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件</p>
<p>(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。</p>	<p>校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成</p> <p>校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保</p>	<p>【学】 校地（第34条）、運動場（第35条）、校舎等施設（第36条）、校地の面積（第37条）、校舎の面積（第37条の2）、付属施設（第39条）、葉学実務実習に必要な施設（第39条の2）、機械、器具等（第40条） 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第40条の2）、共同学科に係る校地の面積（第47条）、共同学科に係る校舎の面積（第48条）、共同学科に係る校舎の施設及び設備（第49条）</p> <p>【院】 講義室等（第19条）、機械、器具等（第20条）、学部等の施設及び設備の共用（第22条） 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備（第22条の2） 共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備（第34条）</p> <p>【専】 専門職大学院の諸条件（第17条）</p>
<p>(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。</p>	<p>図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性</p> <p>図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境</p> <p>国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備</p>	<p>【学】 図書等の資料及び図書館（第38条）</p> <p>【院】 図書等の資料（第21条）</p>

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。</p>	<p>教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備</p> <p>ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備</p> <p>教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保</p>	<p>【学】 付属施設(第39条)、薬学実務実習に必要な施設(第39条の2)、機械、器具等(第40条)、以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備(第40条の2)、教育研究環境の整備(第40条の3)</p> <p>【院】 機械、器具等(第20条)、教育研究環境の整備(第22条の3)</p>
<p>(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。</p>	<p>研究倫理に関する学内規程の整備状況</p> <p>研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性</p>	

8 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	<p>産・学・官等との連携の方針の明示</p> <p>地域社会・国際社会への協力量針の明示</p>	
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	<p>教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動</p> <p>学外組織との連携協力による教育研究の推進</p> <p>地域交流・国際交流事業への積極的参加</p>	<p>【基】 大学 (第7条)</p> <p>【教】 目的 (第83条)、 公開講座 (第107条)</p>



9 管理運営・財務  
管理運営

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。</p>	<p>中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 意思決定プロセスの明確化 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 教授会の権限と責任の明確化</p>	<p>【教】 教授会の設置（第93条） 【教規】 代議員等の設置（第143条）</p>
<p>(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。</p>	<p>関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 学長の資格（第13条の2）</p>
<p>(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。</p>	<p>事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 事務組織（第41条）</p>
<p>(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性</p>	

財務

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。</p>	<p>中・長期的な財政計画の立案            科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況            消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性</p>	<p>【学】教育研究環境の整備（第40条の3）            【院】教育研究環境の整備（第22条の3）</p>
<p>(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。</p>	<p>予算編成の適切性と執行ルールとの明確性、決算の内部監査            予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立</p>	

10 内部質保証

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p>	<p>自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応</p>	<p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【教規】教育研究活動等の状況に係る情報の公開（第172条の2）</p>
<p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p>	<p>内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底</p>	<p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【学】趣旨（第1条） 【院】趣旨（第1条） 【専】趣旨（第1条）</p>
<p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p>	<p>組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応</p>	<p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【学】趣旨（第1条） 【院】趣旨（第1条） 【専】趣旨（第1条）</p>

## 大学評価における評価基準

## I 方針に沿った活動状況及び理念・目的、教育目標の達成状況の評価

- S :** 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。
- A :** 概ね方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標がほぼ達成されている。
- B :** 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成がやや不十分である。
- C :** 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
- 不能 :** (現時点では) 評価できない。

## 【評価に際しての留意事項】

- ・評価は、大学基準を構成する基準ごとにそれぞれの評価を踏まえて付すものであることから、1の基準においてC評価がなされることをもって、総合評価における【否】あるいは【期限付可】の判定をただちに行わない。
- ・大学による理念・目的、目標および方針が明らかでなく、活動状況を評価しがたい場合は、評価「不能」とすることができる。ただし、実地調査等を通じて所要の情報の収集を行い、これを解消するように努める。

## II 総合評価における認定の可否

- 可 :** 本協会の大学基準に適合していることを認定する。
- 期限付可 :** 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、再評価の受審を課す<sup>(※)</sup>。
- 否 :** 本協会の大学基準に適合しているとは認定しない。

※ 再評価を受審しない場合は、適合の期限（3年）を終了した時点で、【否】の扱いとなる。

- ・「平成 15 年度加盟判定審査 合・否・保留の判断に関わる事項」（15. 12. 12 理事会承認）、および「期限付適合について」（21. 12. 14）を踏まえ、総合評価における【否】または【期限付可】の判定は、以下の点を考慮のうえで決定する。

- 1 重大な問題と考えられる事項が相当数存在すると判断した場合、「否」または「期限付可」と評定することがある。
- 2 1に言う「重大な問題と考えられる事項」の1つとして、学部の収容定員に対する在籍学生数比率が挙げられる。【期限付可】と判定する場合にあつては、大学全体の在籍学生数比率が0.8を下回る場合を、また【否】と判定する場合においては、同じく0.6を下回る場合を、それぞれ目安として判定の考慮に入れる。ただし、在籍学生数比率のみをもって、【期限付可】または【否】と判定しない。再評価にあたっては、前記比率が2年連続0.8以上であるか否かを考慮しつつも、改善・改革への努力を重視して合否の判定をすることとする。
- 3 【期限付可】と判断すべきか【否】と判断すべきかは、「重大な問題と考えられる事項」に関する改善計画の蓋然性等を考慮して判断する。
- 4 提出された「点検・評価報告書」「大学基礎データ」に重大な不備があり、内部質保証体制、殊に自己点検・評価の姿勢に大きな問題があると判断される場合、【否】または【期限付可】と判定することがある。ただし、このことのみをもって【否】または【期限付可】と判定しない。

## 平成28年度大学評価 評価に際し留意すべき事項

下記の「留意すべき事項」を適用するにあたっては、大学の設置形態、地域性及び学部・研究科の特色などに留意しつつ弾力的に扱うこととする。特に、「留意すべき事項」に示される数値については、それだけに拘泥しすぎることのないよう注意する。

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
1 理念・目的	(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	基盤 ①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。	達成度 ①当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 ②理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。
		基盤 ②高等教育機関として大学が追求すべき目的 <sup>(※)</sup> を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 ※ 「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等参照	
	基盤 ③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。		
	(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。		
	(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		
2 教育研究組織	(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。		達成度 ①教育研究組織は、当該大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。 ②教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。
	(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。		
3 教員・教員組織	(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	基盤 ①採用・昇格の基準等において、法令 <sup>(※)</sup> に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※ 学校教育法第92条、その他大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照	達成度 ①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 ②方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。
		基盤 ②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。	

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
3 教員・教員組織	<p>(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。</p> <p>(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。</p> <p>(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること（※）。</p> <p>※【法令によって定められた必要数】 大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及びこれらに付随する文部科学省告示等参照</p> <p>④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。</p> <p>※ 大学設置基準第7条第3項</p>	<p>④教育研究、その他の諸活動（※）に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。</p> <p>※ ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動を指す。授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組みについては、「基準4」（3）で取り扱う</p> <p>⑤教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。</p> <p>⑥教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>
4 教育内容・方法・成果  (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	<p>(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。</p> <p>(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。</p> <p>(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。</p> <p>(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。</p>	<p>①理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定していること。</p> <p>②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。</p> <p>③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。</p>	<p>①学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。</p> <p>②教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>
(2)教育課程・教育内容	<p>(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。</p>	<p>①【学士】 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。</p> <p>※ 大学設置基準第19条第2項</p> <p>②【修士・博士】 コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。</p> <p>※ 大学院設置基準第12条</p> <p>③【専門職】 理論教育と実務教育を適切に組み合わせ、教育を行っていること。</p> <p>※ 専門職大学院設置基準第6条</p>	<p>①教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。</p> <p>（評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のこと明らかであることに留意する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の順次的・体系的な履修への配慮</li> </ul> <p>②教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項			
(3)教育方法	(1) 教育方法および学習指導は適切か。	基盤	①当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。		
	(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	基盤	②【学士】 1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定していること。 これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。		
	(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	基盤	③【修士・博士】 研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること。		
	(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	基盤	④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生にあらかじめこれを公表していること。		
		基盤	⑤授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。		
		基盤	⑥既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。		
①教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっているか。  ②単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。  ③教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	達成度				
	(4)成果	(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。			①課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。  ②学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。
	(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	基盤	①卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。	達成度	
		基盤	【修士・博士】 ②学位授与にあたり論文（または特定の課題についての研究の成果）の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文（または特定の課題についての研究の成果）であるか否かを審査する基準を、あらかじめ学生に明示していること。		



大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
5 学生の受け入れ	(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	基盤	①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。
		基盤	②公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。
	(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか。	基盤	③学生募集、入学選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。
	(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	基盤	<p>④【学士】 学部・学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である<sup>(※)</sup>。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である<sup>(※)</sup>。</p> <p>※【定員超過の場合の提言指針】          ≪実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)≫          1.20以上：努力課題          1.25以上：改善勧告          ≪医学・歯学≫          1.00を超える：努力課題          1.05以上：改善勧告          ≪上記以外の分野≫          1.25以上：努力課題          1.30以上：改善勧告</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】          ≪全て≫          0.9未満：努力課題          0.8未満：改善勧告</p>
		基盤	<p>⑤【学士】 学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00である<sup>(※)</sup>。</p> <p>※【定員超過の場合の提言指針】          ≪未完成学部を除く全て≫          1.30以上：努力課題</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】          ≪未完成学部を除く全て≫          0.7未満：努力課題</p>
		基盤	<p>⑥【修士・博士・専門職学位課程】 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である<sup>(※)</sup>。</p> <p>※【定員超過の場合の提言指針】          ≪修士・博士・専門職学位課程≫          2.00以上：努力課題</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】          ≪修士課程≫          0.5未満：努力課題</p> <p>≪博士課程≫          0.33未満：努力課題</p>
			<p>①学生の受け入れ方針と学生募集、入学選抜の実施方法は整合性がとれているか。</p> <p>②学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p> <p style="text-align: center;">達成度</p>

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項		
5 学生の受け入れ	(4) 学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。		達成度	
6 学生支援	(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	<p data-bbox="564 1021 596 1077">基盤</p> <p data-bbox="596 842 995 1010">①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。</p>	<p data-bbox="995 349 1479 495">①修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p data-bbox="995 506 1479 595">②方針に沿って、修学支援、生活支援、進路支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。</p> <p data-bbox="995 607 1479 696">(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)</p> <p data-bbox="995 707 1479 920">&lt;修学支援&gt;</p> <ul data-bbox="995 719 1479 909" style="list-style-type: none"> <li>・留年者及び休・退学者の状況把握と対処</li> <li>・学生の能力に応じた補習・補充教育の実施</li> <li>・障がいのある学生に対する修学支援の実施</li> <li>・奨学金等の経済的支援の実施</li> </ul> <p data-bbox="995 931 1479 1077">&lt;生活支援&gt;</p> <ul data-bbox="995 943 1479 1066" style="list-style-type: none"> <li>・学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内</li> <li>・各種ハラスメント防止に向けた取り組み</li> </ul> <p data-bbox="995 1088 1479 1234">③学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>	
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。			達成度
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。				達成度
7 教育研究等環境	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。			
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	<p data-bbox="564 1447 596 1503">基盤</p> <p data-bbox="596 1402 995 1547">①校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。</p>	<p data-bbox="995 1402 1479 1547">②方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。</p>	
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。		<p data-bbox="564 1738 596 1794">基盤</p> <p data-bbox="596 1693 995 1839">②大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。</p>	<p data-bbox="995 1547 1479 1693">(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)</p> <ul data-bbox="995 1603 1479 1839" style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み</li> <li>・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークを整備する等の、学術情報へのアクセスの充実</li> <li>・座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備</li> </ul>	
		<p data-bbox="564 1895 596 1951">基盤</p> <p data-bbox="596 1839 995 2007">④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。</p>	<p data-bbox="995 1693 1479 1839">・研究専念時間の設定等、教員の研究機会の保障</p> <p data-bbox="995 1850 1479 1995">・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の人的支援</p>	
		<p data-bbox="564 2063 596 2119">基盤</p> <p data-bbox="596 2007 995 2150">⑤専任教員のための研究室を整備していること。</p>	<p data-bbox="995 1850 1479 2107">・研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置</p>	

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
7 教育研究等環境	(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。		達成度 ③教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
8 社会連携・社会貢献	(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。		達成度 ①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該大学、学部・研究科の理念を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 ②方針に沿って、社会連携・社会貢献を推進しているか。
	(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。		③社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
9 管理運営・財務 (1)管理運営	(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。		達成度 ①意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。
	(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	基盤 ①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	②方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。
	(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	基盤 ②法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。	③事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげているか。
	(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。		④管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
(2)財務	(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。		達成度 【大学財務評価分科会評価事項】 ①教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）を確立しているか。 ②中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定しているか。また、それらの関連性が適切であるか。 ③教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）しているか。 ④文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用等の状況は、当該大学の財政基盤の充実を図る上で適切であるか。 ⑤（私立大学）当該大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示しているか。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されているか。

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
(2)財務	(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	<p>①【大学評価分科会評価事項】 財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。</p> <p>(私立大学) 監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。</p> <p>(国立大学法人) 監事の意見を記載した書面を作成し、国立大学法人法第11条第4項に定める地方独立行政法人の業務の状況を適切に示していること。</p> <p>(公立大学法人) 監事の意見を記載した書面を作成し、地方独立行政法人法第13条第4項に定める地方独立行政法人の業務の状況を適切に示していること。</p>	<p>【大学評価分科会評価事項】</p> <p>①予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげているか。</p> <p>達成度</p>
10 内部質保証	<p>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p>	<p>①自己点検・評価を定期的に行っていること。</p> <p>②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報<sup>(※)</sup>を公表していること。</p> <p>※ ここでいう必要な情報とは 下記の事項を指す ・学校教育法施行規則によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果</p>	<p>①質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。また、そのシステムを適切に機能させているか。</p> <p>(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことを明らかであることに留意する)</p> <p>&lt;内部質保証システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫が見られること。</li> <li>・文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対処しているといえること。</li> <li>・大学の諸活動における検証と見直しのシステムが実行されているかを把握していること。</li> </ul> <p>達成度</p>